

おらほの



教室

特別徴収が実施される月（○の付いている月が特別徴収月です。）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
介護		○		○		○		○		○		○
国保		○		○		○		○		○		○
後期		○		○		○		○		○		○

仮徴収の実施について

保険料（税）は、前年の所得金額などをもとに年額を算定しますが、前年の所得金額が確定するまでの間は、「仮徴収」として、2月に年金から天引きされた額と同額を4月、6月、8月分の年金から天引きされます。

- ・前年度が特別徴収 → 2月分の保険料（税）額と同額を年金から天引き
- ・前年度が普通徴収 → 前年度保険料（税）額の6分の1の金額を年金から天引き

なお、その年度の保険料（税）の年額は、毎年7月に確定します。確定した保険料（税）の年額と「仮徴収」の金額との差額は、10月、12月、2月の期間「本徴収」で納付することになります。

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収			本徴収		

町税などの納付は、安心・便利な口座振替がオススメです！

納期ごとに金融機関などに行く手間が省け、自動引き落としなので納め忘れもなく安心です。利用手数料もかかりませんので、ぜひご利用ください。

口座振替日は、各税目の納期月の25日（土日祝日の場合は翌営業日）です。一度しか引き落としされませんので、残高については必ずご確認をお願いします。

口座振替申し込みに必要なもの

- ①口座振替を希望する税目の納税通知書または領収書
 - ②預（貯）金通帳
 - ③預（貯）金通帳の届出印
- 上記の3点をお持ちの上、預（貯）金通帳の金融機関窓口にてお手続きください。
このほか免許証や身分証明書の提示を求められることもあります。
(申込用紙は、町内各金融機関窓口にて備え付けています。)

* 今月の税 *

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう！

軽自動車税 ……………全期
国民健康保険税…第1期（暫定）

納付期限
5月1日(月)

口座振替日
4月25日(火)

介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付方法について

上記保険料（税）の納付方法には、納付書または口座振替により納付する「普通徴収」と、年金からの天引きにより納付する「特別徴収」があります。

「普通徴収」から「特別徴収（年金からの天引き）」に切り替えとなる場合は、自動的に行われますので、手続きは必要ありません。

「特別徴収」が行われていても、ご本人やご家族の所得金額の変更や資格異動などの事由により、「特別徴収」が中止され、納付方法が「普通徴収」に切り替わる場合があります。

所得金額の変更などがあった場合は、保険料（税）の再計算を行い、保険料（税）が増額となったときは、不足分は「普通徴収」で納付していただきます。また、保険料（税）が減額となり還付金が発生した場合は、後日還付しますので、「還付通知書」が届くまでお待ちください。

各種保険料（税）の特別徴収について

●介護保険料

特別徴収の対象となる年金の受給額が年額18万円以上の人

●国民健康保険税

- 【次の要件をすべて満たす世帯】
- ・世帯主を含む国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯
 - ・特別徴収の対象となる年金の受給額が年額18万円以上であること
 - ・介護保険料が特別徴収であること
 - ・介護保険料（年額）と国民健康保険税（年額）の合算額が、特別徴収の対象となる年金受給額の2分の1の金額を超えないこと

●後期高齢者医療保険料

- 【次の要件をすべて満たす人】
- ・特別徴収の対象となる年金の受給額が年額18万円以上の人
 - ・介護保険料が特別徴収である人
 - ・介護保険料（年額）と後期高齢者医療保険料（年額）の合算額が、特別徴収の対象となる年金受給額の2分の1の金額を超えない人